

○ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）

令和 4 年〇月〇日

条例第〇号

目次

前文

第 1 章 総則

第 2 章 こどもの権利と役割

第 3 章 大人等の役割

第 4 章 こどもと子育て家庭への支援

第 5 章 こどもの体力、遊び場

第 6 章 施策の推進

附則

こどもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。こどもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を思いやる心、規範意識等が生まれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、こどもをめぐる犯罪の多発等、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、近年では、こどもの遊び場が制限されていることや生活習慣の乱れ等による体力の低下も深刻な問題となっています。

私たちの願いは、こどもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふじみ野を愛する心を育み、生き生きと育つことです。

また、こどもは、大人に手本を見せて欲しい、自分の意見をきいて欲しいと願っています。

このような中、こどもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来のふじみ野の発展を担うこどもの健やかな成長を図るため、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市が、連携協力し、市民全体でこどもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てやこどもの育ちをオールふじみ野で支援することにより、こどもにやさしいまちの実現を図るため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、ふじみ野市が進めるこどもにやさしいまちづくりの基本となる理念及び具体化の方向性について定めることにより、市民全体でふじみ野

市のこどもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望を抱いて成長していけるような体制を整え、もって、こどもにやさしいまちを実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 こどもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) こどもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) こどもにやさしいまちづくりを進めることは、こどもだけでなく、ふじみ野市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもにやさしいまち こどもの権利を尊重し、こどもが自立するための知識と経験が得られるようこどもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人ひとりのこどもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定する里親その他親の代わりにこどもを養育する者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第2号に規定するこどもを除く。）又は市内で活動する団体をいう。
- (5) 育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、こどもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。

第2章 こどもの権利と役割

(こどもの権利)

第4条 こどもは、この条例の基本理念にのっとり、こどもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

(こどもの役割)

第5条 こどもは、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うものとする。

(1) 他人の権利を認め、尊重するよう努めること。

(2) まちの未来をつくっていく人として、豊かな人間性や社会性を身に付けるために、感動する心、感謝する心、思いやりの心を持つように努めること。

第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第6条 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市は、こどもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭がこどもの成長に大きな役割を果たすことから、こどもの育成に対し、第一義的な責任を有するものであって、こどもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他支援を求めることができる。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、こどもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

(1) こどもの豊かな人間性が地域住民、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな育ちを支援すること。

(2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故からこどもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

(3) 地域における取組の中において、こどもが多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもにやさしいまちづくりを進める上で、こどもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

(1) こどもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。

(2) 育ち学ぶ施設が、こどもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携、協力して環境をつくること。

(3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携、協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、こどもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

(1) こどもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っているこ

とから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境を整備すること。

(2) 地域社会の一員として、育ち学ぶ施設、地域、市等が行うこどもを健やかに育むための取組に協力すること。

(市の役割)

第11条 市は、こどもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

(1) こどもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、こどもに関する施策を行うこと。

(2) こどもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずること。

(3) 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

第4章 こどもと子育て家庭への支援

(こどもの意見表明及び参加への支援)

第12条 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び市は、こどもの意見表明や参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

2 地域住民は、地域の活動及び行事等について、こどもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、こどもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

4 市は、こどもに関する施策について、適切な情報を提供し、こどもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子育てしやすい環境づくりに必要な支援を行うよう努めるものとする。

(配慮を有するこどもとその家庭への支援)

第13条 地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市は、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども等、配慮を有するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携、協働して、こどもが学び、健やかに育つために、こどもの貧困問題に総合的に取り組むこととする。

(こどもへの虐待等に対する取組)

第15条 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市は、こども

への虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

- 2 保護者、地域住民、こどもが育ち学ぶ施設の関係者及び市は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害、危険な環境からの保護)

第16条 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市は、こどもを犯罪、交通事故、災害の被害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

- 2 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び市は、こどもが犯罪、交通事故、災害の被害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談体制)

第17条 市は、こどもが、家庭及び学校等による虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

- 2 市は、こどもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び行政機関等と連携し、こどもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

- 3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第5章 こどもの体力、遊び場

(体力の向上)

第18条 市は、こどもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、文化・スポーツをはじめとした活動及び食育をはじめとした健康を営む取組等、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(遊び場の確保)

第19条 市は、遊び場として利用可能な場所を確保するため、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者に協力を求めるものとする。

- 2 市は、遊び場となる学校運動場や公園等について、利用状況を勘案しながら、こどもが可能な限り自由に遊べるよう配慮するものとする。

- 3 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもが外遊びをすることの必要性及び重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第20条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策及びこどもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画をはじめ、関係法令に基づく計

画において定めるものとする。

- 2 市は、施策の推進に当たり、関係計画の進捗管理においてこれを公表するものとする。
- 3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく施策等の実施状況について、ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）第1条に規定するふじみ野市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。
- 4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

（広報及び啓発）

- 第21条 市は、この条例について、こども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるため、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、令和4年〇月〇日から施行する。